

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」
(第2回)

参考資料 1

平成14年4月9日
中央防災会議事務局

写

府政防第210号
平成14年3月5日

関係都県知事 殿

内閣総理大臣
小泉 純一郎

地震防災対策強化地域の指定について（意見照会）

標記について、別記1の市町村を地震防災対策強化地域として指定することについて、大規模地震対策特別措置法第3条第3項の規定に基づき貴職の意見を求める。

なお、本件に関しては、中央防災会議東海地震対策専門調査会から、別記2のとおり見解が示されているので申し添える。

(別記1)

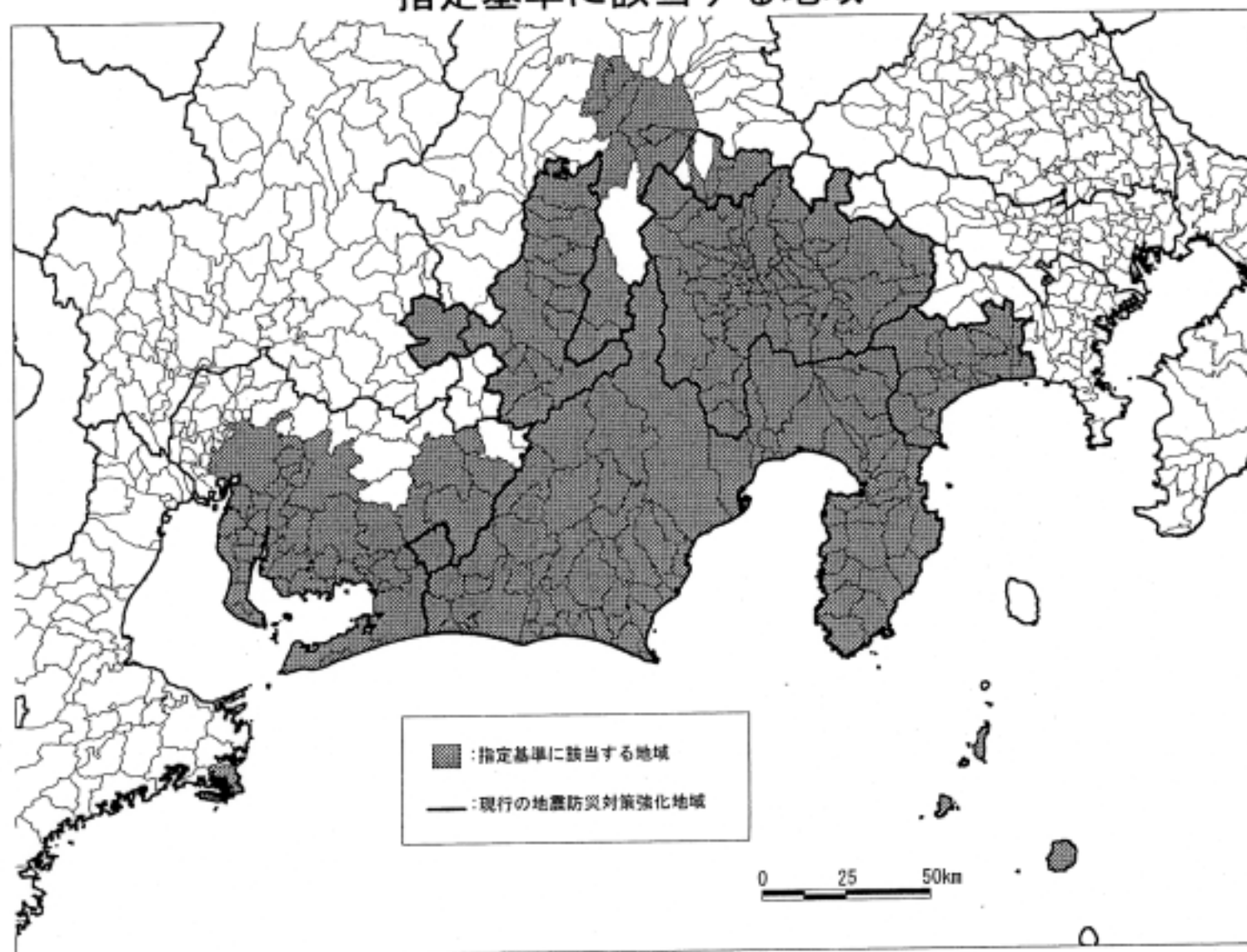
強化地域の指定基準に該当する市町村一覧

現行の6県167市町村から8都県229市町村へ拡大

東京都	<u>新島村、神津島村、三宅村</u>
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、春日居町、牧丘町、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町、双葉町、明野村、白州町、武川村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町、秋山村、 <u>須玉町、高根町、長坂町</u>
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南信濃村、 <u>岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、高遠町、大鹿村、上村</u>
岐阜県	中津川市
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、清水市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、天竜市、浜北市、下田市、裾野市、湖西市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、修善寺町、戸田村、土肥町、函南町、菰山町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、春野町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
愛知県	<u>新城市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、田原町、赤羽根町、渥美町</u>
三重県	<u>大王町、志摩町、阿児町</u>

※ ____線は、新たに強化地域として指定が見込まれる62市町村。

指定基準に該当する地域



(別記2)

強化地域の指定の考え方について

(1) 震度について

現行は、震度6以上とされており、今回は、平成7年度以降に定められた震度階においてこれに相当する震度6弱以上の地域とする。

(2) 津波の高さの基準について

現行は、「大津波」(3m以上)を基準とされたところであるが、今回は、陸上における津波の浸水深、海岸堤防の整備状況及び津波からの避難の時間も考慮し、次の条件を両方とも満たす地域とする。

- ①「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域
- ②地震発生から20分以内に津波が来襲する地域

(3) 強化地域の指定単位について

現行と同様、防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害あわせに対応とすることも必要である。

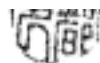
(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

なお、現行の強化地域指定の際、こうした観点から追加指定した市町村については、今回においても同様に追加する。

(参考)

なお、これらによる強化地域の指定が、強化地域の周辺部等の防災対策が不要であることを意味するものではない。特に、長周期の地震動、地盤液状化、斜面崩壊等が個別の地域の地盤状況等によっては発生しうるものであり、これらについては、強化地域に限らない全体の防災対策の中で検討していくこととしている。



14 総災防第50号

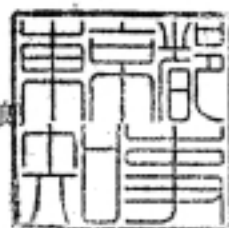
平成14年4月5日

内閣総理大臣

小泉 純一郎 殿

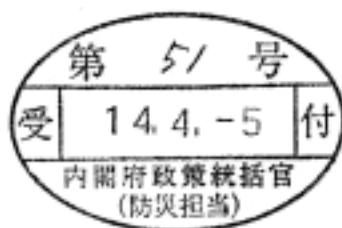
東京都知事

石原 慎太郎



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付府政防第210号で意見照会のありました新島村、神津島村及び三宅村に係る大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく地震防災対策強化地域の指定につきましては、異存ありません。





防 第 1 5 号

平成14年4月8日

内閣総理大臣

小泉 純一郎 殿

神奈川県知事
岡 崎



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付け府政防第210号で照会がありました標記のことについて、異議のない旨回答いたします。

なお、防災対策に関わる諸事業推進のため、引き続き補助制度の充実を図るとともに所要の財政措置について、特段のご配慮をお願いいたします。



問い合わせ先

防災局防災消防課計画班

TEL 045-210-3544(直通)

FAX 045-210-8829



消 2 第 3 - 6 号
平成 1 4 年 3 月 2 8 日

内 閣 総 理 大 臣
小 泉 純 一 郎 殿

山梨県知事 天野 建



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成 1 4 年 3 月 5 日付け府政防第 2 1 0 号で意見照会のありました地震防災対策強化地域の指定について、本県意見は次のとおりです。

- 1 強化地域の指定基準に該当する市町村として意見照会のあった 5 9 市町村については、地震防災対策強化地域として指定をお願いします。
- 2 北巨摩郡小淵沢町及び同郡大泉村を、次の理由により地震防災対策強化地域として指定をお願いします。

〔上記 2 町村の指定を要請する理由〕

当該 2 町村と北巨摩郡高根町及び長坂町は、八ヶ岳南麓に立地する地勢的に同一の地域であり、中央自動車道をはじめ県道等の道路、J R などの交通基盤も共通であるため、地域住民の生活圏も一体の区域である。

また、本 2 町村は峡北広域行政事務組合消防本部の構成町村であり、この構成市町村は「大規模災害時における相互援助協力に関する協定」を締結し、広域的かつ一体的な防災対策を推進している地域でもある。

これらの現状から、周辺の市町村が連携することによって、よりの確な防災対策が展開できる地域であると判断しており、従って、防災体制の確保の観点から地震防災対策強化地域の指定について特段の御配慮をお願いしたい。

なお、当該 2 町村長の意見は別紙写しのとおりであり、強化地域への指定を、強く要望している。



山梨県総務部消防防災課
TEL 055-223-1432



14 危 第 15 号

平成14年4月4日

内閣総理大臣 小泉純一郎様

長野県知事 田中康夫



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付、府政防第210号「地震防災対策強化地域の指定について」（以下照会文という）で意見照会のありましたことについて当県では、下記のとおりであります。なお、追加要望をする町村につきましても、地震防災対策強化地域へ同時に指定されるよう格段のご配慮をお願いします。

記

- 1 照会文別記1に記載する市町村（強化地域の指定基準に該当する市町村）
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村、松川町、高森町、
阿南町、阿智村、下条村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南信濃村、
岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、高遠町、大鹿村、
上村 25市町村（6市7町12村）
 - (1) 地震防災対策強化地域への指定に異存ありません。
 - (2) 次の点に配慮をお願いします。
 - ア 更なる財政的支援について配慮をされたいこと。
 - イ 防災計画等対策の推進について指導をされたいこと。
- 2 追加指定を要望する町村（強化地域の指定基準に該当する市町村以外）
辰野町、箕輪町、南箕輪村、長谷村 4町村（2町2村）
 - (1) 地震防災対策強化地域へ追加指定を要望します。
 - (2) 理由



ア この4町村は、伊那市及び高遠町（指定基準に該当する市町村）とともに6団体で伊那消防組合を組織し、消防・救急・災害対策等広域的に連携を図った活動を行っている。

また、この4町村は、周辺の6市町村（指定基準に該当する市町村）とともに上伊那広域連合を構成しており、広域で業務を行っている。

イ この4町村が指定されないと、同一広域連合、同一組合内に強化地域の指定・非指定の団体が混在することになり、大規模災害時の広域的防災対策に大きな障害となるおそれがある。

ウ 上伊那地域は、伊那谷に沿ったJR東海飯田線、中央自動車道、国道153号線等で結ばれ、物流や経済活動も密接な関係を持ち、生活圏が一体となっている。

エ 長谷村は、周辺の近隣市町村全てが強化地域への指定が見込まれ、近隣市町村の被災や傾斜地の多い村内の崖崩れ等による孤立のおそれがある。

オ これら4町村長において、強化地域への追加指定の要望が強い。

危機管理室 危機管理・消防防災課

担当：矢 嶋、赤 羽

（電話：026-235-7184）



防 政 第 186 号
平成14年 3月29日

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎 様

静岡県知事 石 川 嘉 典



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付府政防第210号により意見照会のあった地震防災対策強化地域の指定については、異議ありません。

なお、強化地域指定後の対応にあたっては、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

記

東海地震の想定震源域が駿河湾から遠州灘にかけての領域であることを鑑み、当該地域における地震対策緊急整備事業を一層推進するとともに、予知観測網の整備・充実を図ること。





13 消 第890号

平成14年4月8日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

愛知県知事 神田 真 秋



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付け府政防第210号で意見照会のありました名古屋市はじめ45市町村の指定については、同意します。

また、津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の13市町村については、下記1の理由により強化地域への追加指定を要望します。

なお、今後、県を挙げて地震防災対策を推進していくため、下記2の事項については、格別の御配慮をお願いします。

記

1 要望理由

この13市町村がある海部地域は、濃尾平野の南西部に位置し、礫層と砂層・泥層の互層する軟弱地盤である。

また、地盤沈下の激甚な地域で、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、最低地盤標高で東京湾平均海面（T.P.）－2.9mの地域が存在する。

さらに、木曽川、庄内川をはじめ大小40を超す河川に囲まれ、海岸線も長く、河川堤防と海岸堤防に囲まれた地域であり、地域の多くは自然排水でなく、人工排水で対応している。



以上のことから、海部地域は、その地理的特性から水害に対して極めて脆弱であり、軟弱な地盤であることから、地震災害においても、地震動による被害はもとより、液状化による河川堤防、海岸堤防の沈下・崩壊による大規模な水害に見舞われる危険性が極めて高く、甚大な人的被害や道路・鉄道の不通による長期間の孤立化、避難生活の長期化などが予想される地域である。

また、海部地域は、本県に大きな被害をもたらした江戸時代の「東海地震」である宝永地震と安政地震の震度分布をみても、震源に近い三河南部地域と名古屋・海部地域で大きな差はみられないことや平成4年度～6年度に本県が行った東海地震の被害予測調査結果によれば、海部地域のある尾張西部は、東三河南部、西三河南部と同等の地震動が予想されていることから、「想定東海地震」による地震動は、三河地域における地震動と同程度ではないかとも考えられるので、甚大な被害が予想される。

なお、海部地域の13市町村は、水防、消防、病院、上水道、ゴミ処理などの事務を全部又は一部の市町村で広域的に実施しており、地域の一体性は極めて高いので、市町村が相互に連携し、また、補完し合いながら、住民の生命・身体を守るために一体的に防災体制を構築し、警戒宣言が発令された場合、住民の混乱をできる限り抑制し、住民の避難の確保や被害の軽減を図るなど、地震予防対策を積極的に推進する必要がある。

したがって、住民の生命・身体を守るために海部地域の市町村が一体となって地震予防対策を推進する観点から、海部地域の13市町村が強化地域として指定されることを強く要望する。

2 要望事項

- (1) 警戒宣言発令時の住民の混乱・被害を防止するため、強化地域とその他の地域に分けて適切な対応策を示すなど、予知を前提とした避難・警戒体制について十分な検討をされたい。

- (2) 地盤液状化、斜面崩壊及び長周期地震動については、本県としても、その対策に取り組んでいきたいので、その発生形態やそのための防災対策について、中央防災会議等において十分な検討をされたい。
- (3) 地震予知のための観測・測量体制を一層強化されたい。
- (4) 地震防災対策強化地域に係る地震防災対策事業が円滑に推進できるよう地震財特法の一層の充実強化を図られたい。
- (5) 強化地域以外の市町村の地震防災対策事業が円滑に推進できるよう地震防災対策特別措置法の一層の充実強化を図られたい。

担当 県民生活部防災局防災課防災支援グループ

電話 052-961-2111

内線 2514

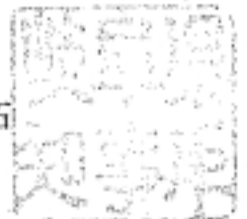


危管第 8 号
平成14年4月8日

内閣総理大臣

小泉 純一郎 様

岐阜県知事 梶原 拓



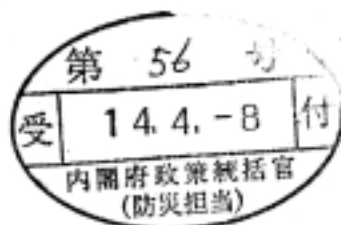
地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付け府政防第210号で意見照会のありましたこのことについては、同意します。

なお、強化地域の指定に当たり、下記の事項について格段のご配慮をお願いします。

記

- 1 今回示された地域以外の地域においても、斜面崩壊や地盤の液状化等の影響が予想されるため、周辺地域も含めた総合的な東海地震防災対策を推進すること。
- 2 強化地域拡大後においても、地震対策緊急整備事業が一層推進されるよう、対象事業への予算措置について格段の配慮を行うこと。





地振第 07-1 号

平成14年4月5日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

三重県知事 北川 正樹



地震防災対策強化地域の指定について（回答）

平成14年3月5日付け府政防第210号で意見照会のあったこのことについて、以下のとおり意見を申し述べます。

記

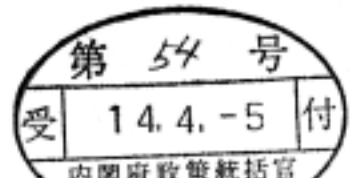
- 1 意見照会のあった志摩郡大王町、同志摩町及び同阿児町の3町については、地震防災対策強化地域として指定されることに同意します。
- 2 桑名郡長島町、同木曾岬町、伊勢市、鳥羽市、度会郡二見町、同南勢町、同南島町、同紀勢町、同御園村、志摩郡浜島町、同磯部町、尾鷲市、北牟婁郡紀伊長島町、同海山町及び熊野市についても、地震防災対策強化地域として指定を要望します。

【15市町村の指定を要請する理由】

桑名郡の2町は、強震動による指定基準には達していないが、両町全域が海拔ゼロメートル地帯であるとともに、軟弱地盤等による河川・海岸堤防の決壊等により広範囲に浸水の危険性があります。

また、上記2町以外の13市町村は、中央防災会議「東海地震対策専門調査会」において示された地震防災対策強化地域の指定基準によれば、津波到達時間は20分以上であるが著しい被害が生じる恐れがあります。

これら、新たに指定を要望する市町村においては、次のとおり地理的条件や高齢化、過疎化による迅速な避難・警戒活動が困難であることから、人的被害を軽減するため警戒宣言に基づく避難・警戒行動による対応が不可欠であります。



- (1) 長島、木曾岬両町は、木曾三川河口部に位置し、表層部が軟弱地盤であるとともに、両町全域は海拔ゼロメートル地帯のため、地震動による堤防の破壊、決壊及び津波による複合的な被害が予測され孤立化の恐れがあります。
- (2) 熊野灘沿岸を中心とした地域は、リアス式海岸特有の入江に集落が点在する地域であり、背後は急峻な地形に囲まれ迅速な避難行動が困難であるとともに、集落間を結ぶ道路は海岸部にあることから、津波等による道路の寸断により、集落の孤立化が懸念されます。
- (3) 各市町村においては、過疎化が進むとともに高齢者のみの世帯も多く、地形的状況等を考慮した場合、地震発生直後に早期避難を完了することは困難であります。
- (4) 各市町村における消防業務は、別紙のとおり広域的な体制を取るとともに、水防、病院、ゴミ処理等についても、複数の市町村が広域で実施しており、各地域における周辺市町村が連携した防災体制の確保が必要不可欠であります。
- (5) 当該地域は、小規模消防本部体制のため熊野灘沿岸部の市町村が一体となった連携が必要であります。

3 なお、次の事項について特段のご配慮をいただくよう要望します。

- (1) 地震防災対策強化地域に係る地震対策緊急整備事業を含む地震防災対策事業について、国の財政特例措置の拡充をお願いいたします。
- (2) 今回の地震防災対策強化地域の指定に伴い、当該地域住民の不安解消を図るため、地震対策事業の実施、観測体制の強化及び防災啓発の普及等について、積極的な対策が図られるようお願いいたします。
- (3) 当県においては、過去にも大規模地震の発生に伴う甚大な被害を受けており、今後、今世紀前半の発生が指摘されている東南海・南海地震も含めた地震対策の強化を図られるようお願いいたします。

事務担当 地域振興部消防防災課
防災・情報グループ 中嶋 宏行
TEL 059-224-2306 FAX 059-224-2199
e-mail nakajh02@pref.mie.jp

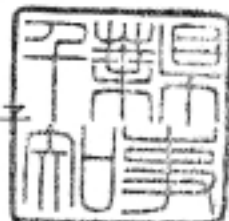


消 第 14 号

平成14年4月3日

内閣府政策統括官 高橋 建文 様

千葉県知事 堂本 暁子



東海地震に係る地震防災対策の充実強化について（要望）

本県においては、東海地震の警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっては、被害を最小限にとどめることを目的として、千葉県地域防災計画（震災編）附編に「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」定めているところである。

また、本県の津波対策は「県及び沿岸市町村は津波被害の防止を図る事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する」とした津波災害防災計画を定めており、これに基づき各種施策の推進を図っているところである。

今回、本県は、強化地域の指定は受けなかったものの、一部地域において大津波が来襲することが予想されていることから、今後、諸施策をより一層推進するにあたり、財政上の支援措置等を図っていただけるよう特段の御配慮を賜りますよう要望いたします。



※市町村長からの意見書等については省略した。